

第3回合併協議会 議事録

平成 14 年 7 月 26 日開催

1. 開会

司会：ただいまから第3回野田市・関宿町合併協議会を開催いたします。

委員の皆様には、大変お忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入るまでの間、本日の司会進行を務めさせていただきます合併協議会事務局の大上でございます。

開催に当たりまして、野田市・関宿町合併協議会会長であります根本崇よりご挨拶を申し上げます。

2. 合併協議会会長挨拶

会長：本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。今日は、皆さんにお諮りする事務事業調整の項目の分量が多くございますので、挨拶は短くいたしまして、ご協議をよろしく願いいたします。ご協議いただきますのは、前回協議いただいております分と今回新たに提案しているものがございます。前回分につきましては、皆様からいただいたご意見、ご質問をもとに調整をしております。また、提案事項の説明につきましては、前回分と今回の新規分をまとめていたしますので、両方について、ご議論をいただきたいと思います。

一方、懇談会も行ってまいりました。7月の月上旬から地区別懇談会を野田市、関宿町で合計13回にわたり開催いたしました。また、各界代表懇談会も先週、開催させていただきました。懇談会では、新市まちづくり委員会でいただいた意見集もお示しながら、ご意見をいただいております。

しっかりとした手順を踏みまして、皆さんの話をお伺いしながら検討を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

司会：次に同会の副会長であります河井弘よりご挨拶を申し上げます。

3. 合併協議会副会長挨拶

副会長： 関宿町の河井でございます。本日はお忙しいところ第3回の合併協議会にご参集を賜りまして、厚くお礼申し上げます。また、地区別懇談会、各界懇談会につきましても、多数ご参加をいただき重ねてお礼申し上げます。

懇談会では、身近な意見や要望もございましたが、合併後の新しい市として、地域の将来について、ご参加いただいた皆様から、多くのご意見をいただきました。

町単独では容易に進められない水路の改修など、雨水事業につきましても今後すぐに完了するものではございませんが、市町村建設計画に位置付け、徐々に進めることができると考えております。市町村建設計画の策定にあたっては、これらの意見をもとに、新しい市としての地域の発展とともに、早期に一体性を確保できるような計画を創ってまいりたいと考えております。本日は事務事業調整方針につきまして、委員の皆様方にご意見を頂戴したいと考えております。簡単ではございますがご挨拶に代えさせていただきます。

司会：(配布資料の確認ののち)

それではただいまから議題に入りますが、野田市・関宿町合併協議会規約第9条第2項の規定によりまして、「会議の議長は会長がこれにあたる」と規定しておりますので、議長を会長にお願いいたします。よろしくどうぞお願いいたします。

会長： それでは私の方で議長役を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、議事に入ります前に一つだけお諮りをさせていただきたいと思っております。本日、猿田委員の代理といたしまして、千葉県総務部市町村課岩崎主幹が出席しております。ここでお諮りをいたしたいと思っております。本協議会の規約には、代理出席については規定をしておりますけれども、協議会規約第9条3項の規定によりまして、会議の運営に関して必要な事項は会長が会議に諮り、これを定めると規定しておりますので、代理出席についてお諮りをしたいと思っております。本日の代理出席について認めるということによろしゅうございますでしょうか。

(異議無し)

会長：ご異議無いということでございますので、そのように取り計らせていただきたいと思います。

それでははじめに、野田市・関宿町合併協議会規約第9条第1項の規定によりまして、本日の委員参加数は27人でございます。本日の会議は成立しておりますのでご報告申し上げます。

4. 協議事項

(1) 事務事業調整方針(案)について

会長：それではただいまから議事に入らせていただきます。

はじめに、事務事業方針(案)といたしまして、7月3日開催の協議会にご提案いたしました資料1の「事務事業調整方針(案)」につきまして議題といたしたいと思います。事務局から説明させますので、よろしく願いいたします。

事務局長：事務局の中嶋でございます。お手許にお配りしております水色の「事務事業調整方針(案)」という厚いファイルですが、これが前回の協議会においてご説明、ご提案したものです。それを再度ご説明させていただきたいと思っております。全627項目ですが、前回の協議会において個別にご指摘、ご意見をいただいた点がございました。それから会議の終了後に委員の皆様アンケートという形でお配りしていましたが、そこでもいくつかご意見等をいただきました。

それから全体にわたりまして表現に的確さを欠くというご指摘があり、いくつかそういうものも見られましたので、ファイル全体にわたって、もう一度見直しを行った結果が本日お手許に配布した水色のファイルです。前回の灰色のファイルの改訂版という扱いでございます。前回の協議会におきます個別のご指摘、いわゆる宿題ですが、これについてはこの後、各担当部長等から個別にご説明を申し上げます。

まず、私から全体について基本的な考え方についてポイントを絞ってご説明したいと思います。全627項目と申し上げましたが、前回お諮りしたもののうち、調整が終了しなかったものが2件だけございました。結論を先送りしたいというものです。厚いファイルの冒頭の調整方針総括表というところをご覧いただきたいと思っております。全部で45ページありまして、これが調整方針を抜き出したものでございま

す。

このうち先ず、103 在宅老人デイサービスですが、調整方針に引き続き検討を要するため先送りします、と書いてあります。これは野田市と関宿町のサービスに、例えば利用回数等に差があるものですが、この辺の扱いをもう少し慎重に精査、検討してまいりたいということでございます。

それから 548 登記簿の大字名です。これは前回協議会の場でも具体的にご指摘をいただきました。その後検討を進めてまいりましたが、現時点において結論を得るまでに至りませんでしたので、もう少し検討してまいりたいと考えております。これは宿題でもありますので、後ほど担当から詳しく経過等をご説明いたします。

以上が先送りというものですが、その他、調整方針自体の変更点が前回からいくつかございました。調整方針自体は前回のご指摘を踏まえ、全体にわかりやすく表現を変えているものがありますが、考え方自体が変わったというものが例外的に6、7点ございましたので、順にご説明申し上げます。

178 障害者ホームヘルプサービス、 287 関宿町さわやか 21 世紀推進会議、
314 通学区域、 369 消防、各種届出、相談窓口、 490 土地区画整理法 76 条、
514 宅地開発指導要綱、 534 住宅供給促進計画の説明（会議資料 1 参照）

以上の点が調整方針の考え方が変わった点です。あとは表現をわかりやすくということに配慮いたしましたので、ニュアンス等が若干変っているものがありますが、基本的な考え方の方向性というものは変わっておりません。これも含めました全 627 項目につきまして、大項目毎にポイントを簡潔にご説明申し上げたいと思います。

お手許に資料 3 として、「事務事業調整方針の概要（その 1）」をお配りしています。水色のファイルを簡単にまとめたものでございます。ポイントを絞ってご説明いたします。

資料 3 事務事業調整方針の概要（その 1）の説明（会議資料 3 参照）

以上、ポイントを簡潔にご説明申し上げます。

前回の協議会の場、それからその後のアンケートにおきまして、委員の先生方から指摘を受けたもの、いわゆる宿題がありましたので、これにつきましては担当部長等からまとめてご説明をし、ご意見、ご質問につきましては、まとめて頂戴したいと考えております。

お手許の資料 7「第 2 回合併協議会における指摘事項一覧」、これが宿題リストで

す。その次が協議会終了後にお配りしたアンケートにもとづく指摘事項一覧です。これについて、個々に担当の者からお答え申し上げます。まず総務部会関係からお願いします。

総務部長：お手許の資料7でございます。こちらにつきましては、お手許の資料の2枚目のアンケートにおける指摘事項と重複して関係する内容がございますので、一枚目の7番、さらに2枚目の5番の547住居表示、さらに6番548登記簿の大字名、関連性がある7番新住所名、8番字地名のこの関係について先にご説明させていただきます。基本的に現在野田市では住居表示によることを行っておりません。従いまして、合併に向けての時点では野田市、関宿に関する住居表示の実施は難しいと考えております。先ほどの説明でもございましたが、住居表示により方式は採用しないという形になります。従いまして、住所の取り扱いにつきましては、住居地の表示で使用する住民基本台帳による住民登録上の住所、いわゆる登記簿の所在地番を使っていくということになってございます。

なお、こちらの質問にもございますように、先ほど中嶋理事からご説明させていただいたとおり、住居表示に関することにつきましてはご質問等がございますので、現在関宿町において検討されている経過につきまして、総務部会の立場でなく関宿町の立場から岡田参事に内容を説明させていただきたいと思っております。

副局長（総務参事）：大字の取り扱いにつきまして、関宿町の調整状況をご報告させていただきます。資料5の字の名称についてという資料がお手許にあるかと思っておりますが、北部地区、南部地区、中部地区ということで、現在の住所及び戸籍、それから事務局で提案した合併後の住所および戸籍、それから第2回の協議会の中で、委員さんからご意見が出ました内容について記載させていただいております。第2回の合併協議会後の地区別懇談会におきましても、関宿の名称を残したいなど、字の名称に関する意見が出されましたので、7月24日に行政区長さんにお集まりをいただきまして、区長懇談会を開催し、字の名称について説明をさせていただきまして、区長各位のご意見を伺いました。中部地区、南部地区につきましては、事務局提案のとおりとしていただきたい旨の発言が数回ありまして、同地区の区長さんもその発言に全員が賛同いたしました。北部地区につきましては、行政区長さん 13

人のうち、11人が出席されまして、関宿の名称を残したいとの発言があり、皆さんがその意見に賛同しました。北部地区区長会として地区の住民の意見を確認して、地区の意見として要望したいとのご意見がございましたので、総務部会としては地区の総会などを開催して、地区の意見としてまとめていただければ、合併協議会に反映できるように進めていきたいと考えております。

総務部長：引き続きまして、お手許1枚目の8番 567 不在者投票所の関係の指摘事項についてお答えさせていただきます。現行のとおりでは野田市の本庁だけということになるのかというご質問でございますが、こちらにつきましては、現状野田市役所ならびに関宿町におきましては、関宿町役場において不在者投票が行われております。従いまして、それぞれの不在者投票所を設置していくと考えております。

引き続きまして、2枚目のアンケートにおける指摘事項等の関係についてご説明させていただきます。12番の合併後の役場庁舎活用につきましてお答えさせていただきます。合併後の庁舎活用につきましては、現状行っている行政サービスを踏まえつつ、合併後の窓口対応がより利便性を図って、住民の皆様にお答えできるようにということで、現在検討中でございます。従いまして、検討結果がまとまり次第、ご報告をさせていただきたいと考えております。

引き続きまして16番その他でございます。内容は住民のトラブル等々を即、相談できる関宿苦情相談係があると便利ですという指摘でございます。野田市におきましては、現在秘書広報の関係で市民相談を設置しております。

事務局長：それでは保健福祉部会からお願いします。

保健福祉部長：2枚目のアンケートにおける指摘事項一覧のうち、3番と11番についてお応えします。3番で記載させていただいておりますのは野田市にある老人バスでございます。これにつきましては現在老人会を中心に貸し出しを行っておりますが、空いている時には行政目的の使用につきましては、貸し出しをしているという状況でございます。なお、現在の利用状況につきましては、年間約120～130日の利用でございますので、充分利用が可能かと考えております。

また、最近、利根コカコーラから29人乗りのバスを寄付していただきました。こ

れにつきましては、社会福祉協議会の方で貸し出すということで現在作業を進めております。これにつきましては、基本的にはバスの貸し出しということでございますが、利用団体において大型免許を持つ運転手等がない場合には、シルバー人材センターで1時間1,300円程度で貸し出すということで予定しておりますので、この活用もできるかと思っております。

次に11番でございますが、これについてはご指摘のとおりでございます。野田市に合わせて有料の方向で調整をさせていただいているところでございます。

事務局長：民生経済部会からご説明いたします。

民生経済部長：まず、1番商工会議所青年部活動補助金の関係について説明させていただきます。前回関宿町の青年部も鉄道誘致を一緒にやっているのので、関宿町商工会青年部には補助金が出ないということかということでございますが、関宿町商工会青年部もこの鉄道誘致大会にはご協力をいただいております。その内容については人的協力を留まっております。関宿町商工会青年部としての経費負担がございませんので、関宿町商工会青年部としてはその事業としては、会員相互の研鑽ということで会員内部の受益に留まる活動を行っているということから、関宿町としても補助金は行っていないということでございます。今後、鉄道誘致等の活動につきましては、両市町の青年部の連携した取り組みがますます求められるところでございますが、合併後は複数の団体が同様の取り組みに対しましては同等に支援する必要があることから、合併後、それぞれの青年部の事業内容を精査して、審議、ご意見の実現に寄与する政策的効果が高い事業があれば、当該事業に着目して補助を行っていきたいと考えております。

それから4番の集会施設整備事業補助金でございますが、両市町から要望が上がっています。平成17年度までにつきましては、それぞれ今までの要望枠を維持していきたいと考えています。その以後については具体的な要望を踏まえて検討させていただきたいと考えております。

それから5番のまちおこし事業補助金の関係でございますが、これにつきましては、関宿まつり或いは関宿城フェスティバルについては別途に補助金が出ておりますので、まちおこし事業補助金とは別に補助金が出ています。

6番の家畜防疫助成事業については、県補助、あるいは会員相互の会費等がございますので、現行の補助金で対応が可能と考えております。

2枚目のアンケートの関係ですが、1番斎場使用料の中の祭壇の関係ですが、関宿町につきましては、祭壇が常備されていて使用した場合は祭壇使用料を支払う。野田の場合は祭壇を使用したいという申込みがあった場合については、祭壇を使用させていただくという形をとっています。また、新市において関宿町の斎場の位置付けについては、現状のとおり運営をしていくこととしています。

4番のまちおこし事業補助金については先ほど申し上げたとおりでございます。11番のコミュニティセンターにつきましては、関宿町では原則無料、野田市については原則有料となっておりますが、関宿町のコミュニティセンターについては、野田市の地区公民館と似た使用形態になっていきますので、この施設の位置付けについては調整をさせていただきたいと考えております。

13番の区長制、自治会制ですが、現在関宿町では行政区ということで区長がおりますが、合併後は野田市の自治会制度に移行していただきまして、自治会という形になります。自治会というのは任意団体でございますので、合併後、自治会に移行した後、合併・分割等についてはその地域の住民の皆さんが合意に基づいて申請をしていただいて行うという事で考えています。

15番の元関宿小学校跡地の避難場所として利用してはということですが、現在跡地利用が決まっておりませんので、今後合併協議会において市町村建設計画の中で検討されることになろうかと思っています。

消防長：14番の消防関係につきましては、合併後の消防の組織、人員等の関係につきまして、署の出動体制、相互の応援体制等も考慮に入れまして、ご意見の主旨を踏まえまして調整中でございます。今後の協議会にお諮りしたいと考えておりますのでよろしくお願します。

事務局長：次に教育関係をお願いします。

教育次長：教育関係につきましてお答えいたします。まず、1枚目の2番と3番になりますが、これにつきましては、先ほど事務局からご答弁させていただいており

ますけど、スカウト連絡協議会事業の補助金についてですが、現在野田市7団体に対して補助金を出してございます。関宿の1団体が増えた場合にというご質問がございましたが、1団体が増えるという前提の中で補助金については見直しをしていきたいと考えております。

さわやか21世紀推進会議についてですが、関宿町さわやか21世紀推進会議につきましては、その活動状況をお聞きしたところ、その多くはあおいそら運動と合わせての活動が主となっております。従いまして、今後まあおいそら運動に合わせての活動ということになれば、あおいそら運動の方から活動費が出ています。その活動費はあおいそら運動の方から同額が出るということになりますので、その活動については保証されていくということになります。

また、さわやか21世紀推進会議そのものの目的がございまして、学校、家庭、社会教育機能の活性化・融合を図り、青少年の健全育成を図ることを目的とするということがございまして、あおいそら運動以外の部分につきましては、実は野田市におきましては個別の事業がそれらの目的に沿って個別の事業がスタートしていますので、例えば、オープンサタデークラブ事業、青少年健全育成事業或いは世代間交流事業など、個別の事業がスタートしていますので、それらの中で含めていくことでと考えています。

また、会議そのものが野田市にはこれに相当する組織がございませんが、強いてあげれば青少年問題協議会等に合わせた中での従来の推進会議のご議論ができると考えております。

それから、2枚目のこどもまつり事業補助金の項で、実は合併後には今の中央小では狭いのではないかとというようなご意見をいただいています。実はこどもまつりについては実行委員会、17団体の皆様にお集まりをいただきまして実行委員会を組織して運営をしていただいています。合併後の規模等も当然見た中で、実行委員会の中でいろいろ場所等についてのご議論をしていっていただきたいと考えております。

大型バスの貸し出しは、先ほど老人団体についてのご答弁はございましたが、私どもの方からは子供さんの利用ということでお答えさせていただきます。現在、野田市では「あせかぜ」という教育委員会で管理しているバスを持っています。これが非常に活用度が多いということで、90%近い稼働率を持っています。今後は関宿

さんにも一台バスがあるということもお聞きしています。そういう中で新市になりましたら、それら二台のバスを合わせて利用させていただければ、子供の移動を含む活動には多いに役に立つと考えております。

事務局長：環境関係をお願いします。

環境部長：環境関係のご質問でございますが、2ページ目のアンケートにおける指摘事項の10番です。ご質問の主旨は一気に野田市方式に分別をするのは難しいのではないかというご質問ですが、両市町とも分別につきましては可燃、不燃、粗大、資源、有害ゴミと、分別種別につきましては同一でございます。ただ、具体的に変更になる部分は、関宿町におきましては廃プラスチックが可燃ゴミという形で処理をしておるかと思いますが、これにつきましては不燃ゴミという扱いをしていただくこととなります。これにつきましては、容器包装リサイクル法による廃プラスチックの資源化を容易にするために是非お願いしたいと考えております。

また、粗大ゴミにつきましては、関宿町におきましては不燃物と一緒にステーション収集としておりますが、こちらが有料の個別収集になります。一部の品物についてリサイクル展示場での無料配布をさせていただき、今、実際に野田市でやっておりますのでそういうことでお願いをしたいと思っております。さらに週1回収集している資源ゴミの回収が地域の当番制を実施していただき、月1回から2回の集団資源回収方式に移行することとなります。こちらにつきましては、資源の質の確保のために当面必要な措置だと考えておるところでございます。

いずれにしても、廃棄物の循環型社会構築に向けて合併と同時に分別の徹底をしていただくことを基本とさせていただきたくと考えております。

事務局長：最後に企画財政関係をお願いします。

企画財政部長：アンケートにおける指摘事項の関係でございますが、9番の循環バスの関係でございます。両市町の一体性の醸成を図るための施策としまして、需要や経費等、様々な要素を見極めながら今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

事務局長：最後に事務局の方からですが、資料7「指摘事項一覧」の一番下9番の「全体」ですが、調整結果が「野田市に統一する」が多いけれども、その結果、関宿町民に不利になるものがどのくらいあるか整理すべきではないかというご指摘がございました。現在、事務局の方で一覧表を整理中でございます。次回、あるいは次々回にご提示したいと考えております。以上が前回提案分にかかる事務事業調整の事務局からの説明でございます。

会長：前回ご議論していただきました総括表の最初の厚い冊子の部分と併せまして意見については以上でございます。これから質疑に入りたいと思っておりますが、ご協議をお願いしたいと思います。中身の整理は基本的にはわかりやすくさせていただいたと思っております。少々考え方を変えたものについては説明をさせていただいております。こんな形で私どもとしては考えてみたのですが、いかがでございましょうか。大体ご覧いただいてご意見をいただき、それに沿って直させていただいておりますので、あまりご意見出ないようでしたら、新しく今回、お諮りする部分に入らせていただくということで、今までの部分につきましては資料1の事務事業調整方針案については、事務局説明のとおりということで承認をするということでよろしゅうございましょうか。

(異議無し)

ありがとうございます。それではそのように決定をさせていただきたいと思ます。

次に資料2「事務事業調整方針(案)」につきまして議題とさせていただきたいと思ます。事務局から説明をさせますのでよろしくお願ひします。

事務局長：お手許にお配りしました資料2水色の薄いファイルですが、これが今回、新たにご提案する事務事業調整票で、全部で90件でございます。これらの90件は事務的にはレベル2と呼んでいるものですが、これらについてはこの場では事務局からのご説明、それに対する委員の皆様からのご意見、ご議論等をいただくところまでに留めまして、了承・決定は次回の協議会でお諮り申し上げたいと考えております。

資料4「事務事業調整方針の概要(その2)」が、水色のファイルの内容をごく簡単に6ページにまとめたものです。ポイントを絞ってご説明いたします。

資料4 事務事業調整方針の概要(その2)の説明(会議資料4参照)
以上が事務局からのご説明でございます。

会長：ファイルの中にある個別票につきまして、今、総括的にこんな話だということの説明をさせていただきました。両方をご覧いただきながら議題とさせていただきたいと思います。説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いしたいと思います。

青木(重)委員：最後の方になりますが 716 の各種相談の件です。法律相談が両方にあるわけですが、調整方針を見ると、今現在関宿では一人あたり40分間、野田では20分ということだそうです。それを野田市と同じ20分にするという調整方針が出ていますが、私も何回か経験していますが、20分はあっという間に終わってしまってゆっくりとした納得のいく相談ができないと思うので、この辺の調整をお願いできればと思います。

会長：事務局でどう考えているのかお願いします。

企画財政部長：法律相談ですが、実は野田市にも法律相談の相談者がかなり多く、予約という形で進めています。断る部分がかかなり多いものから、それを20分に縮めてやっているという状況です。法律相談はそこで解決するということではなくて、相談を受けるということでございますので、野田市では20分で充分対応しているということでございますので、より多くの方が相談できるようにということで20分にしていきたいと考えております。

会長：事務局の方ではそう考えているようですが、次回までに実情等もよく判断させていただきながら方向付けをもう一度お諮りさせていただきたいと思います。

藤井(正)委員：使用料の関係で福祉センターの使用料について伺いたいと思いま

すが、関宿町の福祉センターはだいぶ立派なものができているようですが、聞くところでは清掃工場の地元対策という位置付けも部分的にあったという話を聞いたようなことがあります。その辺については地元対策の一貫で施設が作られているということはないのかどうか。ここで無料のものが有料になるということになりますと、そういう地元対策ということと有料になるということがいろいろ問題が起きてこないのか。

福祉センターについてはお風呂に入って休憩をして一日楽しんでいるという方々が主力になっているという印象がありますが、野田市の福祉センターの場合は、貸し館的な形で団体が使用しているという傾向があると思います。そうすると、団体が使用するものと、個人が主体で利用するのでは料金の取り扱いが若干違ってくるのかという印象がありますが、その辺はどう考えているのか伺います。

会長： 630 福祉センターの関係で、ここで提案した考え方について今質問があった点についてどう考えているのかをご答弁いただければと思います。

民生参事：福祉センターというか、関宿町では地域福祉センターですが、今委員さんがおっしゃるとおり、関宿町のセンター、やすらぎの郷ですが、これは地元の対策という形の中で建設されています。ですから、今現在無料で住民の皆様方に提供しているわけですが、野田市と合併した場合は基本的には有料という形で動いておりますが、地元の還元施設ということで、その辺についてはこれから充分その辺のところは検討しているところでございます。お金については野田市の部長さんからお答えします。

保健福祉部長：使用料についてはご指摘のとおり、個人利用、団体利用というような利用方法があるかと思っておりますので、個人、あるいは団体という形で検討していきたいと思っております。

会長：今答弁させていただきましたように、今少し調整があるようですので、引き続き検討させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

藤井（正）委員：補助金の関係で、社会福祉協議会だとか連合会、あるいは、観光協会、商工会議所とか各種団体に対する補助金関係が出てきていますが、それぞれの団体で野田と関宿町で合併をするということでの話し合いが具体的に進められているのかどうか。合併協議会では、合併を前提として色々な調整が進められていますが、肝心の当事者同士が具体的に合併の話し合いが進められているのか、こちらと各種団体も一緒に時期を同じくして合併できるような条件にまで進められているのかどうか。

事務局長：現在具体的に進んでいるものもありますし、まだこれからというものもございます。先日の各界懇談会でもご指摘がございましたが、自分たちの団体はどうなるのかというご指摘が結構多くありました。行政が主導的にこういう方向でお願いしますとは言いにくいものもございますので、こちらからは必要に応じて仲立ちをしてまいりたいというお答えをしています。これから調整を急がせまして作業に入っていきたいと考えております。

会長：少しだけ補足させていただきますが、実は先ほどの厚い方の中でもある程度方向性を書いてしまっているものがあります。一方で幅を持たせて書いてあるもの、例えば2ページの639の商工会議所について合併した場合、併存した場合それぞれについてと書いているものについては、まだ確定していないものについてこんな書き方をしています。一つになるような書き方をしているものについては、相談していない部分についても聞いてみればそうかと思って書いてしまった部分もありますが、いろんなケースがあって、表現的には統一できていない部分があると思っております。先ほど理事が申し上げましたとおり、各界別の懇談会の席上でその話が出まして、それぞれの団体で早く調整するような仲立ちもしてもらいたいという話もございましたので、どういうふうにするか、我々もできるだけ利用者、対応する組織についての相談をしていただくような場を我々も積極的に作っていききたいと思っておりますし、また声がかかればいつでも説明にあがるという形でやっていききたいと思っております。中には確定してしまうものもあります。社会福祉協議会のように、法律上1市1組織となるものについては確定版という形の中で一本になった時にどうするのという相談をもう一度してもらわなくてはいけないという話にもな

るかと思えます。そこら辺はもう少し作業を進めていく中で、もしかしたら事務事業の調整をやって既にご了解をいただいた中でももう一度フィードバックさせていただくものが出てくるかも知れないということだけにご了解いただきたいと思います。

船橋委員：観光協会補助金ということで、その中で関宿町の観光協会に補助金が出ていまして、合併になった場合には事業規模が大きいということで、関宿城フェスティバルについては野田七夕まつりと同様、実行委員会方式に切り替えるとなっておりますが、その経緯と、相当回数を重ねてきたフェスティバルですので、文化の継承とかそういう部分で何とかその後、野田七夕まつり補助金、関宿まつり補助金という事で、両市町の中で一つずつ補助金を出すというように決めたのかどうか。いきさつというか、補助金ということで、文化の継承ということで関宿城フェスティバルの現行のシステムというか、規模の縮小はやむを得ないと思えますが、そこら辺はどうでしょうか。

民生経済部長：関宿町の観光協会が主催をして関宿城フェスティバルを行っているということです。関宿町の観光協会の中の大きな事業の一つになっています。そんなこともありまして、もし観光協会が一緒になれば、関宿城フェスティバルそのものを関宿まつりとか野田七夕まつりと同じように、別途に実行委員会方式に外してそちらに別に補助金を出すような形にして、観光協会主催ということではなくて、実行委員会方式にして別に行っていただくような形にしたいと考えています。

船橋委員：そうすると、うまくいけば補助金を出していただけるようなフェスティバルにしていただけると解釈してよろしいですか。

民生経済部長：関宿城フェスティバルの関係で、観光協会に出ている補助金を今度は関宿城フェスティバルの実行委員会ができれば、実行委員会の方にその補助金を回していくということで、関宿町の観光協会については、関宿城フェスティバルを除いたもので事業をしていただくというようなことで考えております。

理事（保健福祉・民生経済部担当）：補助金の仕切りの整理を変えるという話です。両市町で今まで別の組織で観光協会を回していたものですから、類似の規模のイベントについても、片やイベント実行委員会方式でやって実行委員会に出すという七夕まつりや関宿まつりの方式、あるいは関宿町の観光協会が実施主体となって関宿城フェスティバルをやっているという、補助金の流れの仕切りがどうも個々バラバラであったということで、両市町の観光協会が一本化をすれば、その時は同じような規模、同じような性格のイベントについては、同じような金の流れ方が適当だろうということで観光協会の主催ということではなくて、実行委員会方式でやっていただくのはどうかと。実行委員会方式を通じて金を出していこうということで、イベントの規模や補助の額というのは金の仕切りを変えるだけですので、基本的には変わらないと思っております。

船橋委員：要するに実行委員会方式にすれば補助金が出ると解釈してよろしいわけですね。（結構ですと事務局応答）それと、698自治会制への移行後の自治会の統廃合ということですが、私旧関宿地区の者ですが、小規模の行政区がありますが、そういう場合に合併後、適正な自治会の戸数といいますか、そういう部分ではどのように、最初の段階でやられると意外とスムーズかなという気もしますので、その辺の考え方はどのようにお持ちでしょうか。

民生経済部長：自治会は任意団体でございますので、関宿町の行政区が野田市の自治会に移行する場合、任意団体になりますので、その地域の住民の方の合意によりまして、エリアについては決めていただくということで考えております。

船橋委員：私は行政区というのは任意団体だとは思っていませんでしたが、あくまでも自治会というのは任意団体で、あっても無くてもいい団体と解釈してもよろしいのでしょうか。

会長：今の点については、野田市の自治会制度と行政区制度の相違の部分からもう一度ちょっとおさらいをさせていただいた方がよろしいと思います。

実は関宿町は特別職の公務員になっています。区長さんが。そういう形の制度に

なっているわけですが、野田市の場合は任意団体という形で扱っておりますので、そういう扱いをしておらないという形になっていまして、それを今回、野田の扱いにまずしましょうという形で、確かどちらかの調整の中でありましたが、698の中身を詳しく説明してください。

副局長（総務参事）: 行政区の件について説明させていただきます。関宿町の行政区については、町の方から今までの歴史的な経過を踏まえて町の方で区長は特別職という取り扱いで分区についたり、区の実行方についても698ページにあるように町の方で条件を付けさせていただいております。ところが、野田市の自治会制度というのはあくまでも任意団体で関宿町で行政区ということではいろいろな条件を付けさせていただいて、区長さんに特別職というような取り扱いをさせていただいていますが、野田市の場合には任意団体ということで独自の活動をしていただいて、独自のルールを決めていただいて自治会活動をしていただいているということでございます。ですから、野田と関宿が合併した場合、今までの行政区制度から自治会制度に移っていただくということで、基本的には今、関宿町がある54行政区がベースになるんでしょうけど、野田の自治会制度では任意団体ですので、そこからいろいろ住民の実情に応じて分割されたり、まとまったりというようなことも起きるのではないかとこのページで記載しています。

船橋委員: 任意団体で例えば二つが一つになろうと、一つが二つになろうと、任意団体だからあまり役所は関係ないというようなふうには聞こえたのですが、どうも行政区、あるいは自治会というのはやはり行政の一番身近な出先のような気がするのですが、意外とそういう意味合いからいけば無責任かなという気もするのですが、どうなのでしょう。野田市の自治会長さんも出席されているので、どのように感じておられるのか、ご意見を伺いたいと思います。

岡野委員: 連合会の会長の岡野です。今これを初めて見っていますが、私の感じとしては、関宿さんの三役と野田市の三役で一回話し合いをしたいと思っています。野田市の場合は、ゴミの推進員の場合には今言うとおり行政区みたいになっています。みんな公務員並ですから。しかし、自治会長は公務員じゃないのです。その違い

というのは、野田市の場合を簡単に申し上げますと、それぞれの地域の中で必要に応じて自治会ができています。もっと詳しく説明しますと、一番小さいものは10所帯ぐらいの自治会があります。多いところでは1,400所帯の自治会もあります。そのようにそれぞれの組織が違うわけです。それをまとめているのが連合会です。

私の回りの自治会を説明しますと、65所帯の自治会もあれば、私のところのように450世帯のところもあります。隣は150ぐらいです。だけど全く一つも異議は感じません。それは昔からそうになっているから私自身が感じないのかとも思います。しかし、最終的には自治会という組織は、行政区にするのが筋かとも思っています。そういうのを含めると、話し合いをやりたいと思っています。簡単に言いますと、制度が違います。野田市の場合も自治会があって、支部のあるところもあれば、班があってというようにいろんな班長さんがいるとか、その間に区長さんがいるとか、その上に自治会長がいるとかといういろんな組織になっています。それぞれ今、市長さんが言ったとおり、自分の自治会というのは自分の好きなように作ってありますから、だからやりやすいように住民がやりやすいように組織を作っているとご理解をいただきたい。だから、今度行政区というところから考えると、関宿さんと野田市の自治会連合会のお互いに三役で話し合って、悪いところは直すというような方法を考えた方がいいのかなと。ここに書かれているのは一辺倒だなとも思っています。

会長：今、そういう話がありましたけれども、基本的には最終的にはそれぞれの自治会の私どもの連合会と、区長会の方でお話をいただくような話だろうと思っています。ただ、私どもも経過を申し上げますと、自治会に出されているお金等についていろんなご意見が出てまいりました。そこら辺を整理させていただくという話の中で、自治会長に対して行政で書類等をお配りしているなどのお仕事をお願いしているという部分についての保証金の性格のものと、自治会に対して交付するお金と両方を作っていくというような形で、数年前に整理をさせていただいたと。こんな話にしておるわけでございます。

これもなかなか多くの自治会がある中で整理をするのは難しかったのですが、そんな形で経過をたどって作り上げてきたものであるということがございます。恐らく関宿町さんの区長会も経過をたどって出てきていると思いますが、どちらがいい

かのご議論は、これからしていただければと思っていますが、基本的に今地方自治法の中で市町村の下に自治会組織が一番最小限の地方自治体の一種になるのだという形での制度が設けられておりますので、それからいうとどうも、自治会自体というのはまさに任意の団体としてある中で、それが法人格を取得していくという形の中で市町村よりももう一つ小さなレベルの自治体という形でできてくるという形になるのかなと言うと、私どもの流れにした方が今の法律の流れからいくと合っているのかという感じもします。これは多分、いろんな経過の中で決まってきましたから、そこら辺をよく相談していただければありがたいと思っています。

ただ、できればこの話はバラバラの考え方で扱うというわけには、恐らく一市になった時にはいかないと思いますから、どこかでまとめる点を作ってもらわないといけなだろうと考えています。その辺は、自治会連合会会長さんと区長会の会長さんの間で相談していただければありがたいと思っています。こういう案を出しましたので、また調整をお願いできればと思います。

船橋委員：私はできれば地域の代表の自治会長ですから、それ相応の身分は保証された方がやはりお仕事としてやりいいのかなと感じますので、そういう話をしたいと思います。もう一点、学校給食の米飯ですが、関宿では取り扱っていませんが、野田市では地域のこしひかりを給食に使っていただいているということで、これから合併した時にはこしひかりを地域の学校の子供達に食べていただけるということで、非常に感謝したいと思いますので、折角の機会ですので、当関宿地区は皆さんご承知のとおり、酪農の町であります、そういうことで地元でとれた牛乳を何とか学校給食の方に使っていただけるかどうかをご検討していただければありがたいと考えております。

会長：どうですか、答弁できますか。できなければ検討させていただきますけど。実はうちの方には雪印乳業という会社もございまして。そこら辺をどうするか、給食はどうなっているのか説明してください。

教育長：米と牛乳との違いがございまして、米はとれたものがそのまま学校の方で使われる。ところが、酪農については一つの、本市で行っているのは雪印乳業にこ

れをやってもらって、そこから買上げてやっているという形ですので、これが全面的に補助金をつけて使用できるとなるのは検討しないとできないと思っています。検討してもなかなか難しい問題じゃないかと思っています。

副会長：現在も雪印から関宿の給食センターは買っています。酪農の方も雪印に納めている人もいますし、他の工場へ納めている人もいます。近場からいいやつを仕入れているつもりです。

会長：参考までに申し上げておきますと、雪印も今度乳業部門は、農協さんと恐らくくっついた形での新しい会社になると思いますので、直それが使われるということでないにしても、恐らく同じものが使われるという格好、地場産のものが使えるという格好になるのかと思います。その他いかがでしょうか。

染谷委員：何点か難しい問題だろうと思いますが、意見を申し上げます。その前に先ほどの自治会と行政区のところでは感じ方が全然違う話だろうと思うので、その辺のところを話し合っているのかというのが若干心配があります。野田市の場合は自治会という組織ですから、全市民が入っていません。入っていないのが前提でできているわけですから、そのために任意団体であるというわけですから、行政区という話には全町民が入られているから全町民に対して全ての文書も行くという形なんでしょうけど、野田市は自治会系では全市民には文書がいかないということが前提でありますし、市が直接市民に配布するというような形もあるという中で、我々の規模の市では、しかたがないということもあるのでしょうか、その辺のいきさつもありますので、それらも含めてきちんと共通理解をして進める必要があるのではないかと思いますので、少し今回のまとめではその辺のところは実際委員の皆さんにわかっていただいているのかという気持ちが少しあります。

それはそれとして、まず今回の問題では学童保育所、保育所の関係について、当面この方針は致し方ないものとは思いう前提の上で申し上げさせていただきたいと思います。

まず、保育所の職員の配置基準、野田市は野田市基準ということで、関宿さんの場合は国基準と一緒にいう形になっているわけです。私どもも野田市でこれがある

のはおかしいということはずっと言っているわけですが、なかなか直らないんですが、今回合併するにあたってこのままの形でやりますよと、将来的には統一を目指しますということになっていますが、そのようなことで本当にいいのかどうかということが一つあります。

さらに保育料の方を今度逆に違って住民負担の方でいって、保育料については野田市の方式になるということは、関宿の今の現在の町民の皆さんにとってはとても優遇されることになって助かることですから、それはそれでいい方につくということにはなるんですが、考え方としては関宿さんでやられている保育料の徴収の仕方の方が正当性があるわけですし、野田市の方が異常な形になっているということがあります。

確かに 14 年の 2 月に当面上げないという児童福祉審議会の答申はありましたけれど、全体的な中で考えていく時に、こういう新しい合併という問題を契機として、今一度考えなおさなくていいのかという気がしてなりません。

さらに学童保育料を見ていただくとわかりますが、野田市の学童保育料は高いということになっていますが、7千何百円ご負担いただいている関宿の人達は住民税非課税世帯ということで、野田市ではただの人達が7千何百円も払っている形になっているわけです。その次のランクでは、野田市で3,800円で済んでいる人達が、9,300円払っているということがあって、合併と同時に一気に安くなる層の人がたくさんいらっしゃるわけです。それはそれでよろしいかと思いますが、野田市と関宿町さんと隣り合っている中でこれほどの差があったということ、でも野田の方がいいのだから、それに合わせるということは当面とらざるを得ない手立てだと思いますけど、将来どうしていくというのは、将来をどの辺に見据えて将来という言葉を書いてらっしゃるのか、その辺についての問題意識を野田市側の問題意識を確認させていただけたらと思います。

それからもう一つは、野田市の学校給食というのは非常に長い歴史がありまして、当初の段階からいわゆる市の会計へ繰り入れない形、公金という形をとらないでやることの方が運営上フレキシブルにできるということもありまして、その方式がずっと長いこと続いていて、特に問題がありませんでした。今回、関宿さんと合併することによって、特別会計を新たに起こすということで、公金扱いをするという形になるわけですが、今の行政改革等の動き、規制緩和の動きなんかから考えれば、

野田市でやっていたことの方が規制緩和にふさわしいのではないかと。新たに役所の仕事を増やすような形をこの際とる必要があるのだろうかということで、今までよりも4倍ぐらいなるわけです。そうした中でそうした取り扱いをしていくという、新しい仕事を作らなければならない理屈があるのだろうかと思いますが、それらについて調整方針は当面仕方がないとは思いますが、これに至った経緯について説明いただきたいと思えます。

理事（保健福祉・民生経済部担当）: ただいまの染谷委員からのご指摘について、問題意識としてはそのようなご意見があろうというのは私どもとしても想定していたところでございます。一つの考え方として合併を契機により国が推奨している方に近い方向に持っていくということも一つの選択肢としてあり得たのではないかと考えております。話を分けて申し上げたいのですが、まず職員の配置基準の問題については、合併を機に閑宿にあわせてしまった場合、合併を契機とした保育サービスの急激な切り下げではないかというような形での市民への不安感を煽り立ててしまうのではないかという心配があつての中で、当面ダブルスタンダードという形ではございますが、一つの市の中で両方の基準を併存させて進めていく方が、先ほど当面の措置として致し方ないという形での委員ご自身からのお話もありましたが、より円滑に合併を進めての制度転換がうまくいく部分なのかという判断の中で、苦渋の判断でございまして、そういうような形でとりあえずの行政の案を出させていただいたということでございます。

逆にどちらかに合わせるといふことであれば、野田の方に合わせるという選択肢もあるわけではございますが、それについては恐らく野田市がこれまで進めてきた行政改革の流れを考えれば、それはとれない選択肢であろうということ、合併に伴う経過措置ということはこの形でやらざるを得ないのかなと思っております。ただ、ダブルスタンダードと申しましたのは、同じ市の中でこれまで野田市は国基準に上乘せをした独自基準という形でしかなかったわけですが、一つの市の中で二つの基準が併存するわけですから、それをよくよく見据えていけば片方は大幅に保育水準が下がってうまくやっていけないのかということ、果たして本当にそうなのかどうかということでの検証につながるのかなということ、将来的な判断をする一つの方法も出てくるのかなと思っております。

保育料の話については、児童福祉審議会でもご説明したとおり、野田市の保育料を大変長い間据え置きをしております、この点については時々刻々経済状況、コストの動向等を見据えてより適切な受益者負担のあり方を考えていくべきだという、行政の基本に照らした時に問題があったということは事実だと思っております。そういった反省の元に、この秋から2月にかけてご議論いただきまして、国基準に整合させ、しかも階層区分も簡素化していくという方向の方が長期的には望ましいのであろうけれども、そうすると、個々の保護者世帯にとってはかなり大きな経済的負担が急激に上がってしまうことになる。それが今の経済情勢に照らして時にできることがどうかというと、なかなかちょっとショックが大きくてできないのではないかと判断の元に、この2月にそういう最終的な決断を児童福祉審議会の方にお願いしたわけでございます。

翻って、合併を機ということもありえるというご指摘でしたが、引き続き、わが国の経済情勢はまだまだ厳しいものがございまして、ちょっと未だ合併の時点でそういう明るい陽射しが指しているわけでもない、まだ無理かなというのは率直な判断でこのような形での案を提示させていただいております。

将来を見据えてとはいつかということではございましたが、この点は児童福祉審議会でも申し上げましたとおり、これからは10数年以上に渡って放置するということは行政の姿勢として許されないだろうということで、野田市エンゼルプランにもありますとおり、3年に一回ということの一つの目安として時々刻々適切な水準のあり方を定期的に検証してまいりたいと思っております。

会長：給食の話をお願いします。

教育次長：学校給食費の扱いについてお答えします。ご指摘のように野田市の場合には、各それぞれの学校において給食費を集め、そこで運用しているということになります。現実問題として、野田市学校給食、年間総額にしますと約3億から4億のお金がそれぞれの学校の校長の管理下の中で運営されているということがございます。そういった場合に、やはりこれからも含めてですが、そういったお金が公金として適正に管理するという必要はあるだろうという点、さらには学校給食費を納められないという方もいらっしゃるようですが、それらの処理についても全て学

校任せということになっておりますので、果たしてその状態がいいのかと思った時に、やはり我々としては公金として扱うということはやはり検討すべきであるし、その方向で進みたいと考えたところでございます。

染谷委員：学校給食の話についてですが、そういう事情、要するに公金と扱わなければならないというような問題意識が当初からおありだったと聞きましたが、そのような意向というのは保護者の方からとか、あるいは学校の先生方とかからは出されてきているという実情があるのですか。

教育次長：保護者の方からというご意見はお聞きしていませんが、学校の方でそれぞれ大変な金額を管理するというのもございます。さらに先ほど言いましたように、未集金に対して学校で処理しなさいという形になっておりますので、学校の方でもその辺は何とかならないかというご意見は出ていました。

会長：少しだけ補足させていただきますが、保育所の配置基準については念のため申し上げておきますが、今回の合併の調整においてこういう形だとしても、我々の考え方として組合の方にお話をしております国基準でいきましょうという話については、この話の旗を下ろすというつもりはございません。引き続きそういう形で我々としては話し合いを続けていきたい。いろんな多様な保育等々の仕事をやっていますので、そういうことも含めましてやらせていただきたいと思います。

給食の問題については、実はそういう大きなお金を扱っているという形の中で、今回そうせざるを得ないかというような判断をこういう形でさせていただきました。ただ、先ほど滞納の処理をどうするのかという話がありましたが、逆にいうと、もしかしたら収納率がこのことによって落ちてくるというような形にもつながる話にもなりかねないことだということも、実は心配しているところでございますが、そこら辺は充分配慮しながらこの方針でいくとしたら、そこら辺をどうしていくかということは考えていかななくてはいけないと思っています。

寺田委員：介護保険の関係ですが、これによると、関宿町が野田市より高くなる見込みなので、野田市の保険料に統一するとなっておりますが、その場合、特例的な扱

いとして一般財源から繰り入れるとなっていますが、こういった場合にはやはり他の項目でもかなり水準を上げるという方向にいきますと、財源がどうしても不足していくという問題になってくると思います。そういう意味で、市民としては福祉の水準が上がるということは非常にうれしいことではありますが、あとで税金を上げるというはめになるというのは、市民としては絶対に避けてほしいと、こういうふうな気持ちだろうと。水準が上がる時はいいんですが、あとで付けが回ってくると。どれぐらいの水準の差があるのかということと、それから一般財源から繰り入れるという場合には、やはり相当野田市の方でもかなり厳しい行政改革をやってこられたわけですから、より一層の行政改革をやるということを覚悟の上で物事を決めないといけないのではないかと思います。事務局での議論はどうなっているのか。

保健福祉部長：介護保険の関係でございますけど、ここでも出ささせていただいております考えにつきましては、今、本当の概算で試算はしておりますが、正式な介護保険料につきましては秋にならないと決定しません。それで概略の試算の中では、ほぼ保険料としては関宿とは20円弱程度の差でございます。ただし、野田市では基金が約3億円残るという中で、急激な保険料の上昇を抑えるために基金からの繰り入れ等を考えてございます。

そうした場合に関宿には基金がございませんので、さらに差が広がるということで200円ちょっと、これはあくまでも暫定数字でございます。その場合に200円ちょっと差ができてしまうという中で、考え方としましては、いわゆる3年間で見直しを行いますので、3年間分としてその差の分だけ一般会計から、これは一回だけの措置でございます。ずっと今後引き続いて繰り入れていくという考え方ではございません。15年度からのその3年間についてのみ、一回限り繰り入れて額の整合性を図りたいということで考えてございます。

理事（保健福祉・民生経済部担当）：部長から数字の面からご説明申し上げましたが、理論的にご説明申し上げたいと思いますが、寺田委員がおっしゃられたとおり、一般会計の安易な繰り入れにいたるべきではないというのは介護保険の基本でございます。保険でありますので、サービスをより多く使った場合は、そのサービスに

見合うだけの負担をしていただくということで、サービス水準が保険料に跳ね返ってくるということで、受益に応じた負担を求めていくということが介護保険の基本的な発想としてあるわけです。ですから、サービスをより多く使った市町村はそれだけ保険料が上がるのは仕方がないという割り切りがある中で、厚生労働省は一般会計からの繰り入れは極力避けていこうという話があるわけです。

これは、基本は基本として守った上ですが、今度は野田と関宿の数字を概算のベースでも比較しますと若干の差が出てくることは事実でございます。それを合併に際して上がるということになりますと、合併という事実が無ければ生じなかった、要は野田市が野田市で単独であった場合に、それでサービスをより多く使ったからということで出てくるサービス利用者の責による保険料の増ではなくて、行政区域の仕切り直しによる増額ということでございまして、これを野田市民に一方的に展開していくのはなかなか、保険料の形で利用者の方に展開していくのは、なかなか難しい部分があるかなということで、いろいろと相談させていただきました。厚生労働省でも合併にあたっての支援措置ということで検討しているようでございまして、実は1自治体で合併した場合に、二つの保険料を併存して認めていくということも考えてはいこうではないかという話があるようです。ただ、これについて情報をとった限りでは、著しい格差がある場合はということでの要件がかかっているようでございまして、先ほど申し上げたような形での200円という形ですと、それにはどうもあたりそうもないという話で、それであれば、野田市の行政区域の仕切り直しによる野田市民への負担増を避け、野田市の介護保険利用者の負担増を避けるためには、一般会計の繰り入れという、一時的な措置で行政の方の整理でさせていただくことが適当かなということでの我々の中での判断がございまして、特例的な形でやらせていただくと。受益者が負担すべきだという原則を越えた部分であるところの整理であるということでご理解いただければと思います。

事務局長:行革の件ですが、委員ご指摘のとおりと事務方としても考えております。合併するしないに関わらず、行革は必要だという基本方針の元、例えばですが、合併した際には当然、内部管理部門を中心として組織はほぼ半減できると考えております。職員につきましても、大体の試算ですが、15万人規模の流山市並で考えたところ、180人ぐらいは削減できると考えておりまして、財源問題をどうするかとい

うのは、次々回の協議会でもこちらから数字をご提示できると思っておりますが、行革につきましては、引き続き精査してまいりたいと考えております。

会長：補足して説明させていただきますと、介護保険についてはそういう形で厚生労働省とも合併に向けての検討をしていただいたようですが、著しいというところに該当は多分しないだろうなというぐらいの差しか出てこないだろうということで、先ほど大島理事の方から説明させていただいたような話になっています。

実は皆さん方に最初にお話申し上げましたとおり、私どもとしては、この合併自体がある意味では行革でございます。そういう意味から申し上げて、行革効果、これにともなって生み出されてくるお金、それで事務事業調整で今、やっております。調整をした結果として、プラスアルファでかかってくる金額が当然でございます。サービス調整をしてサービスを合わせたという形の中で、その部分を足しこむ、プラスしたものを、それが行政改革効果の中で賄いきれるものかどうかという話を当然検証していくと話になってくるであろうと。

今のところの概算では私どもとしては充分おつりがくるというような形になるだろうと考えているところでございますが、最終的には次次回ぐらいにそういうこともお諮りしたいと申し上げておりますのは、とりあえずこの協議会として総括的におまとめをいただく時には、その部分まで、つまり事務事業の調整をした中でかかるお金、さらに合併に伴う行政改革効果等でどういうお金が出てくるかという点、そういう点を調整させていただいたものを最終的には出させていただいた中でご判断をいただくという形にしていきたいと思っております。

当然、別途ご検討をお願いしております市町村建設計画、新しいまちづくり計画、これについての計画づくりをどう考えいくのかという計画の案、合併特例債をどう使っていくのかという考え方、それも並行した議論としてやっていく中で、最終的な案を決めていきたい、考え方を決めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

寺田委員：特に言うことはないですが、一番市民が恐れているのは新しい市になって、結果として財政赤字の団体に転換したというような話にだけはくれぐれもならないような合併でありたいと思っておりますので、そのことを心配している人はか

なりいるということでございます。その点をお含みおきください。

会長：そこの点を最終的には市民の皆さん方にご判断いただく一番のポイントになるかと思っておりますので、しっかりした資料を作らせていただきたいと思います。

船橋委員：一点だけ、707と708について伺いたいのですが、野田市排水整備事業補助金、それと排水負担金についてですが、人口が15万人になって、雨水排水や排水処理について他所の団体にお任せをしなければならないような団体であっては困るなというような気がします。やはり農政事業にしてもそうでしょうし、雨水排水、都市排水、全部一元処理・管理ということのをこれからは考えていくべきじゃないかという気がするのですが。

例えば江川土地改良区とか、あるいは道路橋梁もそうですが、やはりこれからはそういう意味では排水処理について役所内で一元処理、一元管理をしていった方が市民としてはより安心できる生活ができるのかという気がします。その辺の考えはどうでしょうか。

建設局長：野田、関宿もしかりでございますが、歴史的に見た場合に、町の発生よりも農地、水田等の発生の方が歴史的に見て早いわけですし、その水路の管理というのは、土地改良区とかそういうところで行われている例が多ございます。今度、町の排水を考えた時に、どうしても水田というのは低いところにあるものですから、都市排水がそこら辺に入ってしまうといったような現状があるわけでございます。従って、現在まだ野田の場合をとってみますと、都市排水を土地改良区さんの排水路をお借りして、利用させていただいて排水を行っているという現実がございます。関宿においてもしかりです。

従いまして、今、私達がやっているところにつきましては、例えばポンプ排水をやるとかという場合につきましては、補助金等を出してその一部を負担させていただいているといったような状況でございます。

もう一つは、江川につきましても、あの水路は江川土地改良区の方で管理しております。今、水田の用水として使っているわけです。また、排水路として使って

いるわけです。一概に長い歴史を持っているものですからというわけにはまいらないと思いますので、例えば下水道の整備等が行われまして、その水路を使わないということであれば、それらを扱っていけるとと思いますが、長い歴史の中で培われてきている秩序でありますので、その辺を調整をとってやっていかねばならないと思っております。

会長： 707 地域排水も答弁して下さい。

建設局長： 地域排水ですが、やはり町が集落に分散しておりますと、本来であれば公共の施設で排水するのが筋かと思うわけですが、集落が分散していますと、なかなかそこにインフラ整備が追いついていけないといったような事実がございまして、そのところにつきましては、補助金というような形でお手伝いさせていただいている。お手伝いといいますが 8 割から 9 割の負担を市でやっているわけですから、その一部を負担させていただくというような形でやっております。基本的にはやるべきですが、やはり面積が広いものですから、追いつけません。

もう一つは水路等で申しますと、下流からやっていかなければならないという必然性がございます。そうしますと、一つの水路の改修にしましても、莫大な経費と時間がかかるといったような現実がありますので、当面の間は今のよう形をとらざるを得ないと思っております。

会長： 一元管理はおそらく基本的には、流末の方の話としては、やはり農業の排水路を使わざるを得ない部分が、当然都市排水がそこに乗ってしまっていますから、乗ってしまった部分について知らないよと言ったら、都市排水側が困ってしまうということになりますので仕方がないと。それからあとは今度は小さな集落まで引っ張っていく時に全部できないという時にどうしているかという、こういう整理をせざるを得ないというのが今の状況でうちもやらしていただいておりますので、これが多分、15 万人になったら全部一括管理するんだよという話になったら、とてもとてもできないという状況で、こんな形にさせていただいているということだと思っております。

染谷委員：1点確認させていただきたい。今日出された中で、住宅新築資金等々のいわゆる同和対策事業に絡む審議会等の統廃合も出されていましたが、これらについては関係団体等の理解も得られていると考えてよろしいでしょうか。

保健福祉部長：まず、住宅新築資金の関係ですが、これは既に関宿も廃止しております。ただ、ここに出されている二点については了解を得ております。その他の関宿で実施している事業につきましては、現在協議しております、なかなか合意点が見て出せない、最終的には合併協議会の席でご協議いただくようなことになっております。

会長：既に2時間過ぎてしまいました。そろそろ締めたいと思っておりますが、皆さんから特にこういうことについてということがございましたらお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。資料の事務事業調整方針につきましては、次回開催の協議会におきましてご決定をいただくような形で、私どもとしては準備をこれからさせていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。ご異議ないようですのでそのようにさせていただきたいと思っております。その他の案件につきまして、事務局から説明をさせていただきたいと思っております。

事務局長：事務事業ファイルが2つ、厚いものと薄いものがございしますが、それ以外の配布資料について3点ほどまとめて申し上げます。前回の協議会で宿題として出されました関係ですが、資料6「団体に対する補助金調べ」という冊子をお配りしております。これは補助金の性格がどうなのかまとめるようにというご指摘を受けてまとめたものです。補助金をいくら、どういう性格に応じて出しているのかということをもとめたものでございます。これは今日の段階までに出したものをまとめたものでして、全補助金ということではありませんので、これから適宜修正、追加してまいりたいと考えております。

それから、資料8「地区別懇談会の意見概要」というものをお配りしています。7月の第1週、第2週にかけて野田市と関宿町で計13回の地区別懇談会、住民への説明会というものを開催しました。野田で200人、関宿で100人、計300人のご参加をいただいております。

主な意見はそこに書いてあるとおりでございまして、逐一説明する時間はありませんが、ポイントを申し上げますと、例えば、野田市の1「交通」欄で、市の面積、南北に長くなるものですから、ネットワーク機能の充実が重要だというご指摘がいくつもありました。それからバスについてのコメントもありました。

行政サービスのスリム化については市の職員は簡単に減らせないのではないかとというご意見の一方、2、3割は減らせるのではないかとというご意見がありました。適材適所、人事交流が必要だというご意見もありました。

一体感の醸成というところでは、歴史、文化など積極的にPRした方がいいと、わかりやすい地図を配った方がいいというご指摘がありましたので、事務局としても検討してまいりたいと考えております。

「その他」は括り切れないような各論がまとめてございまして、上から3つ目に、全体が煮詰まったところでメリット、デメリットを出してもらえば判断の目安になると思うというご指摘がございました。これは秋の住民説明の際にはきちんとまとめて出してまいりたいと考えております。

3ページ目が関宿町で出された意見の概要ですが、やはり交通のところでも市役所まで遠くなるので行きやすくしてほしい、バスを含めた交通アクセスをよくしてほしいというご意見がございました。

それから関宿町の地名に由緒があるので関宿の名前を残してほしいというご意見がございました。

資料9は各界懇談会と申しまして、先週金曜日に野田、関宿から各団体の代表者にお集まりいただいた会の模様でございます。計120名にお集まりいただきました。様々なご意見が出されましたが、例えば、交通アクセスをもう少し便利にすべきだという話もございましたし、自分達の団体が一体どうなるのかというご質問もございました。これに対してはそれぞれご検討いただくようお願い申し上げますとともに、行政としても必要な仲立ちをしてまいりたいという答弁をしております。

その他の欄の下から2つ目ですが、市民の認識が低い人もいるし、出られない人もいるので、それぞれの団体の代表者が積極的に補っていく必要があるだろうというご意見がございました。私どもとしましても、各団体へは出前出張するなどして説明してまいりたいと考えております。

以上が、地区別懇談会、各界懇談会の簡単なお報告でございます。事務局からは

以上です。

5. 閉会

会長：それではよろしくお願いいたしたいと思います。以上をもちまして、第3回野田市、関宿町合併協議会を閉会させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。